

【令和5年度】生計困難者等に対する利用者負担額軽減確認申請のご案内

下記の対象者の要件すべてに該当する方が、軽減を実施している事業所で対象となるサービスを利用した場合、介護サービス費の1割の自己負担額・食費・居住費（滞在費・宿泊費）の25%が軽減されます（老齢福祉年金受給者は50%）。

1 対象者の要件

次の項目すべてに該当する方が、軽減の対象となります。

世帯全員が令和5年度特別区民税非課税であること。
年間収入（令和4年1月から令和4年12月）の合計額が単身世帯で150万円以下であること。 （世帯員が一人増えるごとに50万円を加算） 年間収入には、遺族年金や障害年金等の非課税年金や、仕送りも含まれます。
現在の預貯金、有価証券、債券等の合計額が単身世帯で350万円以下であること。 （世帯員が一人増えるごとに100万円を加算）
世帯が居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に、利用し得る資産を所有していないこと。
負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
介護保険料を滞納していないこと。（生活保護受給者の方は下記をご覧ください。）

生活保護受給者の方が介護老人福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）短期入所生活介護（ショートステイ）の個室を利用する場合の居住費（滞在費・宿泊費）が軽減される制度が平成23年4月1日から開始されました。軽減を受けるには介護保険課へ申請が必要です。詳しくは介護保険課へお問い合わせください。

2 申請に必要な書類

下記の書類をご提出ください。＜(4)は必要な方のみご提出ください＞

(1)生計困難者等に対する利用者負担額軽減対象確認申請書

(2)収入および預貯金等申告書

* (2)に必要な添付書類 世帯全員の収入・預貯金額が確認できるもの（コピー可）

取引金融機関すべての預金通帳の（定期預金、積立預金を含む）

名義がわかる表紙等のコピー

令和4年1月1日から令和4年12月31日までの取引明細のページのコピー

申請日時点の残高と直近2カ月分のお取引の内容が記載されたページのコピー

その他、有価証券等の名義と預貯金額が記載されている資料等のコピー

合算記帳や繰越となっている場合は、上記期間の取引明細を金融機関よりお取り寄せください

(3)資産および扶養の有無に関する申告書

資産や扶養の有無に関して添付書類は必要ありませんが、不明な点がございましたら連絡をさせていただきます。

＜以下の書類は必要な方のみ提出してください＞

(4)令和5年度の区市町村民税の状況のわかる証明

令和5年1月1日にご本人、もしくはご本人と同じ世帯の方の住所が練馬区にあった場合は、(4)の提出の必要はありません。

練馬区では令和5年1月1日に練馬区に住所がなかった方の区市町村民税の確認が出来ません。

ご本人、もしくは現在ご本人と同じ世帯の方の住所が、令和5年1月1日に練馬区になかった場合は、住所がなかった方全員の分の令和5年度住民税（非課税）証明書を添付して申請してください。

住民税（非課税）証明書は、令和5年1月1日の住所地の区市町村で発行されます。

住民税（非課税）証明書を添付できない場合は、練馬区が代わって当該区市町村に住民税（非課税）証明書の発行を依頼して確認しますので、上記(1)～(3)の書類を提出してください。

ただし、確認までに日数がかかるため、結果通知の発送が遅れることがありますのでご了承ください。

（裏面もご覧ください）

3 軽減対象となるサービス

自己負担額が軽減されるのは、軽減制度を実施している事業所で、対象となるサービスを利用した場合に限ります。ご利用になる事業所が軽減制度を実施しているかどうかは、直接事業所にお問い合わせください。

介護老人福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）の施設サービス（ ）

訪問介護（ホームヘルプサービス）

通所介護（デイサービス）

短期入所生活介護（ショートステイ）

訪問入浴介護

訪問看護

訪問リハビリテーション

通所リハビリテーション（デイケア）

短期入所療養介護

小規模多機能型居宅介護（ ）

認知症対応型通所介護

地域密着型通所介護

夜間対応型訪問介護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（ ）

看護小規模多機能型居宅介護（ ）

第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業および第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）

～ は介護予防サービスでも
ご利用いただけます。

（注）生活保護受給者の方が および地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の個室を利用する場合の居住費（滞在費・宿泊費）が軽減されます。

次の方は、 を利用した際の、サービス費用の1割（自己負担分）は軽減とならず。食費および居住費（滞在費・宿泊費）のみ軽減されます。

本人および世帯全員が特別区民税非課税で、公的年金の収入額および合計所得金額が80万円以下の方

4 軽減対象となる利用者負担

介護サービス費用の1割自己負担分、食費、居住費（滞在費、宿泊費を含む）

5 軽減後の利用者の自己負担額

介護サービス費用・食費・居住費（滞在費、宿泊費） 75%（老齢福祉年金受給者は50%）

6 提出先

介護保険課給付係（郵送でも可）または総合福祉事務所（練馬、石神井、大泉、光が丘）高齢者支援係に、ご提出ください。

地域包括支援センターでは受付できませんのでご注意ください。

申請書を介護保険課給付係または、総合福祉事務所（練馬、石神井、大泉、光が丘）高齢者支援係で受付けた日が申請日となります。

申請日の属する月より前に遡って認定されることは、ありませんのでご注意ください。

【 問い合わせ先 】

練馬区 介護保険課 給付係

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

電話：03-5984-4591（直通）